

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	児童福祉法	根拠条項	資料番号	4	担当課	男女参画・子育て支援課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第56の3	不利益処分の種類	補助金の返還命令	
児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)						
第56条の3 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
1 補助金の交付条件に違反したとき。						
2 詐欺その他の不正な手段をもって、補助金の交付を受けたとき。						
3 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があったとき。						
4 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。						